

役員報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人ふみわ福社会の役員の報酬・手当（以下報酬等）に関する事項を定める。

2. この規定において役員は、理事長・理事・監事・評議員とする。

第2条 法人の業務を行う役員に対して報酬等を支給する。

1. 決算報告理事会及び定時評議員会開催時1日当たり5,000円支払う。

第3条 理事長・理事・監事に対して各年度において総額15万円を超えない範囲で報酬を支給するものとする。

2. 評議員に対しては、定款第8条に基づき報酬を支給する。

この規程の改正は、理事会の議決後、評議員会の承認を経てから改正する。

附 則

この規程は、社会福祉法及び新定款対応、理事会の議決後、評議員会の承認を経て施行する。

この規程は、平成29年5月20日から施行する。